

坂文23-1005-1

令和5年10月吉日

(公印省略)

坂戸市文化会館協力団体  
ご担当者 様

坂戸市文化会館指定管理者  
株式会社ケイミックスパブリックビジネス  
坂戸市文化会館 館長 平山 豊

#### 協力団体制度終了のお知らせ

日頃は坂戸市文化会館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
貴団体におかれましても、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年12月1日より「協力団体」制度を実施して参りましたが、利用予約の平等・公平性を保つという観点から、令和6年2月末日（令和7年3月分）の先行予約をもちまして、この制度を終了する運びとなりました。

つきましては、令和7年4月以降のホール・ギャラリーの予約は、協力団体に限らず、13か月前からの抽選申込が可能となりますので、何卒、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ  
坂戸市文化会館  
TEL.049-282-0100

## 変更点

### ■これまで

- ・協力団体のみが利用月の13ヶ月前に申込みが可能
- ・重複した場合、調整または抽選
- ・協力団体で本番利用のみ申込可

### ■令和6年3月（令和7年4月分の予約）から

- ・すべての個人または団体が、利用月の13ヶ月前に抽選申込みが可能
- ・抽選受付票を利用月13ヶ月前の1日～25日の間に坂戸市文化会館に提出
- ・26日以降、重複している申込者へ連絡し調整（重複していない方は予約決定）
- ・重複している方で、調整できない場合はご来館いただき13ヶ月前の月末に抽選
- ・練習利用も含め抽選申込みが可能。但し第一希望のみとなります。

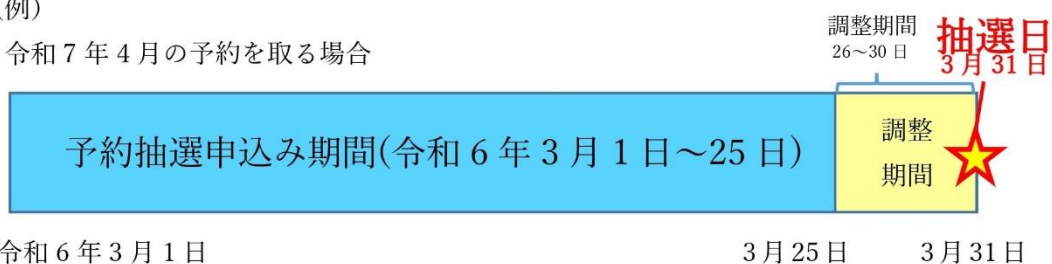
（ホール最大連続5日間の同一催事、またはギャラリー最大連続7日間の同一催事まで）

- ・抽選を希望されない方は利用月12ヶ月前の1日から電話先着順の予約となります。

※ホール・ギャラリーを除く諸室のみのご予約は6ヶ月前の1日から電話先着順となります。

（例）

令和7年4月の予約を取る場合



※抽選で予約の入らなかった空き区分については、翌月の1日から電話にて予約受付